

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

1 確認制度の概要

- 運営基準に関しては、新制度において、施設・事業が施設型給付あるいは地域型保育給付の対象となるために満たさねばならない基準であるため、本市が新たに定める必要がある。
- 新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなる。
- そして、教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすことと、
 - ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は次のとおり

従うべき基準	参酌すべき基準
○利用定員 ○施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの	左記以外の事項

- さらに、上記に加えて、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、
 - ①業務管理体制の整備と、
 - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められている。

2 確認制度における利用定員の考え方と運営基準について

(1) 利用定員について

- 利用定員の設定方法（最低数との関係）
- 認可制度上の最低定員の設定を前提として、確認制度上の利用定員を設定する際には、施設型給付・委託費の対象施設については、地域型保育事業との区分を踏まえ、以下の設定を基本とする。

保育所	認定こども園※	幼稚園
20人以上	20人以上	最低定員を設けない

※幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体で利用定員20人以上に設定する。

※地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準と併せて設定する。

- 利用定員の設定方法（子どもの年齢との関係）

- 利用定員の設定にあたって、子どもの年齢との関係については、
 - ①年度途中の子どもの入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があることと、
 - ②計画の「量の男込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえ以下のとおりとする。

1号	2号	3号
3-5歳	3-5歳	0歳 / 1・2歳

※地域の実状等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。

※柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとする。

- 利用定員の設定方法（保育標準時間・保育短時間区分との関係）

- 利用定員の設定にあたって、保育標準時間と保育短時間の区分は、動き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が必要であり、また、自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、保育標準時間・保育短時間の区分はしないで利用定員を設定することを基本とする。

〈本市の対応案〉

基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(2) 運営基準(利用開始に伴う基準)

- 応諾義務

○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならないとされているが、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。

○このうち、「特別な事情がある場合」については、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係
- ・利用者による利用者負担の滞納との関係
- ・設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係
- ・保護者とのトラブルとの関係 などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱について示すこととする。

〈本市の対応案〉

基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(3) 運営基準(教育・保育の提供に伴う基準)

■上乗せ徴収等の取扱い

○施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。

○実費徴収、実費以外の上乗せ徴収をする場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求めることとする。

○実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業とも密接に関連することから、公定価格の議論において検討することとする。

〈本市の対応案〉

基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(4) 運営基準(管理・運営等に関する基準)

■会計の区分

○公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求める。

○その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。

○また、会計上の取扱いとして、施設型給付、地域型保育給付の創設を受け、法人種別ごとの会計処理(学法…学校法人会計、社福…社会福祉法人会計、株式等…企業会計など)を求めることを基本とするかについては、今後、更に検討。

○さらに、給付費の使途についても、区分経理と情報公表を前提とした上で、他制度の状況を踏まえ、今後、更に検討。

○加えて、会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、今後、更に検討。

〈本市の対応案〉

基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(5) 運営基準(撤退時のルール)

○確認の辞退や利用定員の減少については、3 か月以上の予告期間を設けることとされており、その際、設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設と連絡調整その他便宜の提供を行わなければならないとされているが、他の施設も、施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。

○また、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。

〈本市の対応案〉

基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、実際の手続きについては別途検討する。